

令和2年度山形県一般会計予算

令和2年度山形県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,364,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	110,700,000
	1 県 民 税	35,603,000
	2 事 業 税	21,945,000
	3 地 方 消 費 税	23,609,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,879,000
	5 県 た ば こ 税	1,055,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	107,000
	8 軽 油 引 取 税	9,411,000
	9 自 動 車 税	16,923,000
	10 鉱 区 税	2,000
	11 狩 猟 税	3,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	152,000
	13 旧 法 に よ る 税	11,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		50,400,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	50,400,000
3 地 方 譲 与 税		22,006,406
	2 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	19,000,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,630,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	142,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5 自動車重量譲与税	110,000
	7 森林環境譲与税	81,406
	8 航空機燃料譲与税	43,000
4 地方特例交付金		600,000
	1 地方特例交付金	600,000
5 地方交付税		175,000,000
	1 地方交付税	175,000,000
6 交通安全対策特別交付金		330,000
	1 交通安全対策特別交付金	330,000
7 分担金及び負担金		2,698,484
	1 分担金	1,870,762
	2 負担金	827,722
8 使用料及び手数料		6,998,052
	1 使用料	4,910,011
	2 手数料	32,352
	3 県証紙収入	2,055,689
9 国庫支出金		72,117,082
	1 国庫負担金	29,037,952
	2 国庫補助金	41,974,957
	3 委託金	1,104,173

(単位：千円)

款	項	金額
10 財 産 収 入		1,429,430
	1 財 産 運 用 収 入	440,963
	2 財 産 売 払 収 入	988,467
11 寄 附 金		1,432,725
	1 寄 附 金	1,432,725
12 繰 入 金		19,219,217
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,040,504
	2 基 金 繰 入 金	16,678,713
	3 公 営 企 業 繰 入 金	1,500,000
14 諸 収 入		81,806,904
	1 延滞金、加算金及び過料等	96,990
	2 県 預 金 利 子	3,444
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	10,900,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	62,667,192
	5 受 託 事 業 収 入	792,151
	6 収 益 事 業 収 入	1,929,307
	8 雑 入	5,417,820
15 県 債		68,625,700
	1 県 債	68,625,700
歳 入 合 計		613,364,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,130,235
	1 議 会 費	1,130,235
2 総 務 費		30,829,996
	1 総 務 管 理 費	15,876,596
	2 企 画 費	6,971,098
	3 徴 税 費	4,714,322
	4 市 町 村 振 興 費	821,128
	5 選 挙 費	631,497
	6 防 災 費	797,496
	7 統 計 調 査 費	750,352
	8 人 事 委 員 会 費	129,468
	9 監 査 委 員 費	138,039
3 民 生 費		78,075,635
	1 社 会 福 祉 費	54,981,502
	2 児 童 福 祉 費	21,313,027
	3 生 活 保 護 費	1,763,107
	4 災 害 救 助 費	17,999
4 衛 生 費		22,032,923
	1 公 衆 衛 生 費	3,028,632
	2 環 境 衛 生 費	3,043,555

(単位：千円)

款	項	金額
	3 保健所費	1,657,306
	4 医薬費	14,303,430
5 労働費		2,560,633
	1 労政費	1,248,767
	2 職業訓練費	752,479
	3 失業対策費	489,949
	4 労働委員会費	69,438
6 農林水産業費		43,267,795
	1 農業費	12,860,431
	2 畜産業費	1,038,377
	3 農地費	20,953,579
	4 林業費	6,719,877
	5 水産業費	1,695,531
7 商工費		67,634,234
	1 商業費	60,274,027
	2 工鉱業費	5,800,473
	3 観光費	1,559,734
8 土木費		66,756,058
	1 土木管理費	3,135,444
	2 道路橋りょう費	37,178,863

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川海岸費	16,831,649
	4 港湾費	2,940,456
	5 都市計画費	5,061,230
	6 住宅費	1,608,416
9 警察費		27,165,761
	1 警察管理費	25,470,762
	2 警察活動費	1,694,999
10 教育費		112,555,067
	1 教育総務費	12,425,020
	2 小学校費	38,814,993
	3 中学校費	22,734,790
	4 高等学校費	26,443,984
	5 特別支援学校費	9,138,789
	6 大学費	1,267,330
	7 社会教育費	943,453
	8 保健体育費	786,708
11 災害復旧費		9,291,827
	1 農林水産施設災害復旧費	844,993
	2 公共土木施設災害復旧費	8,413,686
	3 教育施設災害復旧費	33,148

(単位：千円)

款	項	金額
12 公 債 費		89,205,991
	1 公 債 費	89,205,991
13 諸 支 出 金		62,807,845
	2 公 営 企 業 貸 付 金	11,645,949
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	23,623,000
	4 利 子 割 交 付 金	119,969
	5 配 当 割 交 付 金	389,657
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	172,846
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	973,700
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	25,330,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	75,546
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	476,808
	12 利 子 割 精 算 金	370
	14 予 備 費	
1 予 備 費		50,000
歳 出 合 計		613,364,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務委託契約	令和2年度から 令和7年度まで	48,000千円
県基幹高速通信ネットワーク更新及び運用管理業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	63,000千円
障がい者支援施設大規模改築支援事業	令和2年度から 令和4年度まで	1,258,000千円
山形県立点字図書館管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	153,000千円
山形県身体障がい者保養所管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	209,000千円
山形県立ふれあいの家管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	68,000千円
公益財団法人山形県企業振興公社に対する損失補償	令和2年度から 令和13年度まで	178,000千円
山形県産業科学館管理運営業務	令和2年度から 令和5年度まで	281,000千円
離転職者職業訓練事業	令和2年度から 令和3年度まで	16,000千円
山形県立産業技術短期大学校高压受変電設備更新工事請負契約	令和2年度から 令和3年度まで	20,000千円
山形県観光情報センター管理運営業務	令和2年度から 令和5年度まで	116,000千円
山形県国際交流センター管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	128,000千円
農林業専門職大学等校舎基本設計及び実施設計業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	74,000千円
農林大学校旧学生寮解体工事請負契約	令和2年度から 令和3年度まで	141,000千円

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	令和2年度から 令和23年度まで	令和2年度融資総額 1,000,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和2年度から 令和18年度まで	令和2年度融資総額 100,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
漁業近代化資金利子補給	令和2年度から 令和23年度まで	令和2年度融資総額 180,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
山形県漁港管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	3,000千円
公益財団法人やまがた農業支援センターの農地売買等支援事業に対する損失補償	令和2年度から 令和7年度まで	公益社団法人全国農地保有合理化協会からの借入元金 380,000千円のうち未償還元金に相当する額
令和2年度における日本政策金融公庫（以下「甲」という。）の山形県林業公社（以下「乙」という。）に対する造林資金貸付金に係る損失補償	甲が乙に貸付けた日から甲が補償の履行日として指定する日まで	甲からの借入元金 55,090千円のうち、最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）を経過してなお弁済されない元利金相当額（延滞金及び損失確定日以後の利子を含む。）
森林整備活性化資金利子補給	令和2年度から 令和32年度まで	令和2年度融資総額 20,406千円の融資残高に対し、年 1.6パーセント以内の割合で計算した額
山形県眺海の森管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	97,000千円
山形県遊学の森管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	107,000千円
山形県土地開発公社の融資に対する債務保証	令和2年度から 令和3年度まで	30,000千円
山形県都市公園（西蔵王公園、庄内空港緩衝緑地、最上川ふるさと総合公園）管理運営業務	令和2年度から 令和7年度まで	938,000千円

事 項	期 間	限 度 額
一般国道 287 号道路改築事業米沢北バイパス橋梁（仮称）桁製作架設工事請負契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	650,000千円
主要地方道真室川鮭川線道路改築事業栗谷沢橋橋梁上部工工事請負契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	300,000千円
一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工工事請負契約	令和 2 年度 から 令和 4 年度 まで	860,000千円
一般県道白滝宮宿線道路改築事業道陸橋（仮称）橋梁上部工工事請負契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	750,000千円
道路除雪作業等業務委託契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	510,000千円
白水川ダム情報基盤整備事業ダム管理用設備更新工事請負契約	令和 2 年度 から 令和 4 年度 まで	235,000千円
空港用化学消防車両購入契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	220,000千円
山形県ふるさと交流広場管理運営業務	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	6,000千円
山形県海浜公園（マリンパーク鼠ヶ関）管理運営業務	令和 2 年度 から 令和 7 年度 まで	10,000千円
山形の家づくり・やまがた中古住宅利子補給	令和 2 年度 から 令和 13 年度 まで	令和 2 年度融資総額 5,400,000千円の融資残高に対し、年 0.2パーセント、0.4パーセント又は 0.5パーセントの割合で計算した額
山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業	令和 2 年度 から 令和 20 年度 まで	5,456,000千円
山形県立庄内総合高等学校特別教室棟建築工事請負契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	396,000千円

事 項	期 間	限 度 額
山形県立庄内総合高等学校特別教室棟建築工事監理業務委託契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	5,000千円
仮想デスクトップ及び新教育情報ネットワーク構築・運用業務委託契約	令和 2 年度 から 令和 7 年度 まで	1,217,000千円
県立学校統合サーバ再構築・運用業務委託契約	令和 2 年度 から 令和 7 年度 まで	285,000千円
山形県神室少年自然の家管理運営業務	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	141,000千円
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館管理運営業務	令和 2 年度 から 令和 5 年度 まで	52,000千円
山形県学力等調査業務委託契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	23,000千円
山形県あかねヶ丘陸上競技場管理運営業務	令和 2 年度 から 令和 7 年度 まで	110,000千円
山形県警察学校食堂業務委託契約	令和 2 年度 から 令和 3 年度 まで	14,000千円
交通情報管理システム機器賃貸借及び保守サービス契約	令和 2 年度 から 令和 8 年度 まで	74,000千円
米沢警第 13 号職員アパート賃貸借契約	令和 2 年度 から 令和 16 年度 まで	88,000千円及び年 1.0パーセントの金利、公租公課、火災保険料相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 18,500,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
総合文化芸術館整備事業	429,100			
社会福祉施設等整備事業	369,100			
地域介護・福祉空間整備事業	168,900			
自然公園整備事業	15,900			
病院建設改良資金貸付事業	513,000			
産業技術短期大学校整備事業	8,100			
農林公共事業	3,806,000			
公共農林災害復旧事業	4,700			
林道施設災害復旧事業	3,800			
農林災害復旧事業	1,300			
農業経営高度化支援事業	205,400			
工業試験場整備事業	74,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
土木公共事業	17,507,800			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,264,200			
県営住宅建設事業	76,100			
公共土木災害復旧事業 (現年)	1,962,900			
公共土木災害復旧事業 (過年)	464,600			
国直轄災害復旧事業	1,448,000			
土木施設災害復旧事業	126,000			
港湾整備事業	30,300			
都市公園整備事業	453,600			
庄内空港施設整備事業	157,100			
河川等整備事業	180,300			
自然災害防止事業	873,800			
地方道路等整備事業	4,653,200			
市町村合併支援道路整備事業	1,120,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円 799,700			
公共施設等適正管理推進事業	1,325,700			
緊急自然災害防止対策事業	2,442,900			
学校教育施設等整備事業	12,200			
学校教育施設災害復旧事業	11,000			
社会教育施設整備事業	74,500			
高等学校整備事業	801,800			
退職手当	2,700,000			
交通安全施設整備事業	277,800			
警察庁舎整備事業	761,800			

特 別 会 計

令和2年度山形県公債管理特別会計予算

令和2年度山形県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,763,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		89,089,924
	1 一 般 会 計 繰 入 金	89,089,924
4 県 債		43,674,000
	1 県 債	43,674,000
歳 入 合 計		132,763,924

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		132,763,924
	1 公 債 費	132,763,924
歳 出 合 計		132,763,924

令和2年度山形県市町村振興資金特別会計予算

令和2年度山形県の市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,406,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 諸 収 入		1,406,315
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,406,315
歳 入 合 計		1,406,315

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村振興資金貸付金		1,406,315
	1 貸 付 金	700,000
	2 貸 付 事 務 費	995
	3 公 営 企 業 償 還 金	2,096
	4 繰 出 金	703,224
歳 出 合 計		1,406,315

令和2年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度山形県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,209
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,209
2 繰 越 金		33,081
	1 繰 越 金	33,081
3 諸 収 入		72,226
	1 貸 付 金 元 利 収 入	61,170
	2 雑 入	11,056
歳 入 合 計		111,516

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		111,516
	1 貸 付 金	56,665
	2 貸 付 事 務 費	8,861
	3 償 還 金	30,386
	4 繰 出 金	15,604
歳 出 合 計		111,516

令和2年度山形県国民健康保険特別会計予算

令和2年度山形県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,255,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		28,506,572
	1 負 担 金	28,506,572
2 国 庫 支 出 金		25,883,874
	1 国 庫 負 担 金	18,117,134
	2 国 庫 補 助 金	7,766,740
3 諸 収 入		35,200,671
	2 預 金 利 子	107
	4 雑 入	35,200,564
4 繰 入 金		5,664,860
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,664,860
歳 入 合 計		95,255,977

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		95,255,977
	1 事業費支出金	94,229,449
	3 基金積立金	1,009,484
	4 保健事業費	15,000
	5 一般管理費	2,044
歳 出 合 計		95,255,977

令和2年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和2年度山形県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ689,382千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		259,061
	1 繰 越 金	259,061
4 諸 収 入		252,821
	1 貸 付 金 元 利 収 入	241,292
	2 預 金 利 子	111
	3 雑 入	11,418
5 県 債		177,500
	1 県 債	177,500
歳 入 合 計		689,382

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入貸付費		689,382
	1 貸 付 金	266,250
	2 貸 付 事 務 費	5,787
	3 償 還 金	317,053
	4 繰 出 金	100,292
歳 出 合 計		689,382

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業貸付金	千円 177,500	証 書 借 入	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

令和2年度山形県土地取得事業特別会計予算

令和2年度山形県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ325,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		278,635
	1 財 産 売 払 収 入	271,473
	2 財 産 運 用 収 入	7,162
3 繰 入 金		46,770
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,770
4 諸 収 入		166
	1 雑 入	166
歳 入 合 計		325,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
2 酒田北港地区用地取得事業費		292,683
	1 用地取得事業費	44,345
	3 開発管理費	48,338
	4 繰 出 金	200,000
5 公 債 費		32,888
	1 公 債 費	32,888
歳 出 合 計		325,571

令和2年度山形県農業改良資金特別会計予算

令和2年度山形県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		62,425
	1 貸 付 金 元 利 収 入	62,425
4 繰 越 金		1,723
	1 繰 越 金	1,723
歳 入 合 計		64,148

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付費		2,023
	2 償 還 金	1,348
	3 繰 出 金	675
2 就農支援資金貸付費		62,125
	2 償 還 金	41,416
	3 繰 出 金	20,709
歳 出 合 計		64,148

業 務 勘 定 歳 入

歳 入	合 計	1,466
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,466
		1,466
款	項	金 額

(単位：千円)

歳 出

歳 出	合 計	1,466
1 業 務 費	1 取 扱 事 務 費	1,466
		1,466
款	項	金 額

(単位：千円)

令和2年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度山形県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		8,546
	1 貸 付 金 元 利 収 入	8,546
4 繰 越 金		41,454
	1 繰 越 金	41,454
歳 入 合 計		50,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		50,000
	1 貸 付 費	50,000
歳 出 合 計		50,000

業務勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 繰入金		762
	1 一般会計繰入金	762
歳入合計		762

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		762
	1 取扱事務費	762
歳出合計		762

令和2年度山形県林業改善資金特別会計予算

令和2年度山形県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収入		30,484
	1 貸付金元利収入	30,484
4 繰 越 金		181,522
	1 繰 越 金	181,522
歳 入 合 計		212,006

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 林業改善資金貸付費		212,006
	1 貸 付 費	212,006
歳 出 合 計		212,006

業務勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 繰入金		4,023
	1 一般会計繰入金	4,023
4 繰越金		5
	1 繰越金	5
歳入合計		4,028

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		4,028
	1 取扱事務費	4,028
歳出合計		4,028

令和2年度山形県港湾整備事業特別会計予算

令和2年度山形県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ799,535千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債

の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		177,564
	1 使 用 料	177,564
3 繰 入 金		152,025
	1 一 般 会 計 繰 入 金	152,025
5 諸 収 入		83,946
	2 雑 入	83,946
6 県 債		386,000
	1 県 債	386,000
歳 入 合 計		799,535

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管 理 費		161,622
	1 管 理 費	161,622
2 整 備 費		386,000
	1 整 備 費	386,000
3 公 債 費		251,913
	1 公 債 費	251,913
歳 出 合 計		799,535

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業	千円 386,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。

令和2年度山形県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山形県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町、南陽市、高島町、川西町、山形市、上山市、山辺町、中山町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町
- (2) 年間総処理水量 43,930,783m³
- (3) 一日平均処理水量 120,358m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		4,844,413千円
第1項 営業収益		2,368,805千円
第2項 営業外収益		2,475,608千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		5,069,650千円
第1項 営業費用		4,903,560千円
第2項 営業外費用		149,629千円
第3項 特別損失		16,461千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額559,258千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,884千円、当年度分損益勘定留保資金524,374千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 流域下水道事業資本的収入		1,950,917千円
第1項 企業債		476,700千円
第4項 国庫補助金		1,014,089千円
第5項 他会計補助金		36,709千円
第6項 建設負担金		423,419千円
	支	出
第1款 流域下水道事業資本的支出		2,510,175千円
第1項 建設改良費		1,925,087千円
第2項 資産購入費		26,577千円
第3項 企業債償還金		558,511千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,679千円及び28,914千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
最上川流域下水道事業（山形処理区） 山形浄化センター建設工事委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	910,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	千円 476,700	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り替えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間において相互に流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

105,050千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業費用、営業外費用、特別損失、建設改良費及び資産購入費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、598,616千円である。

令和2年度山形県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山形県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 年間販売電力量 | 400,288千kWh |
| (2) 主要な建設改良事業 県営風力発電所建設事業 | 2,887,954千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 電気事業収益			6,164,602千円
第1項 営業収益			5,917,006千円
第2項 営業外収益			247,596千円
	支	出	
第1款 電気事業費用			3,188,339千円
第1項 営業費用			3,122,275千円
第2項 営業外費用			56,064千円
第4項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,361,560千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額424,393千円、過年度分損益勘定留保資金4,437,167千円及び当年度利益剰余金処分額1,500,000千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			200,655千円
第11項 建設収入			169,928千円
第12項 雑収入			30,727千円
	支	出	
第1款 資本的支出			6,562,215千円
第1項 建設改良費			4,840,001千円
第5項 企業債償還金			219,074千円
第7項 繰出金			1,500,000千円
第9項 その他投資			140千円
第12項 予備費			3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
寿岡発電所鉄塔建替等工事請負契約	令和2年度から 令和4年度まで	749,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 899,280千円 |
| (2) 交際費 | 340千円 |

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち1,500,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 繰出金 | 1,500,000千円 |
|---------|-------------|

令和2年度山形県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山形県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	60件
(2) 年間総給水量	15,620,905m ³
(3) 一日平均給水量	42,797m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		591,967千円
第1項 酒田工業用水道営業収益		377,012千円
第2項 八幡原工業用水道営業収益		126,919千円
第3項 福田工業用水道営業収益		23,547千円
第5項 営業外収益		64,489千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		526,634千円
第1項 酒田工業用水道営業費用		362,642千円
第2項 八幡原工業用水道営業費用		118,859千円
第3項 福田工業用水道営業費用		13,677千円
第5項 営業外費用		27,456千円
第7項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額111,554千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,899千円、建設改良積立金15,400千円、過年度分損益勘定留保資金87,890千円及び当年度分損益勘定留保資金6,365千円で補填するものとする。)

支 出		
第1款 資本的支出		111,554千円
第1項 建設改良費		29,893千円
第6項 借入金償還金		79,661千円
第12項 予備費		2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	56,860千円
(2) 交際費	30千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、11,303千円と定める。

令和2年度山形県公営企業資産運用事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山形県公営企業資産運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場事業	年間総駐車台数	85,000台
	一日平均駐車台数	232台
(2) ゴルフ場事業	年間利用者数	30,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	資産運用事業収益		161,541千円
第1項	営業収益		135,849千円
第2項	営業外収益		25,692千円
		支	出
第1款	資産運用事業費用		142,138千円
第1項	営業費用		135,710千円
第2項	営業外費用		3,428千円
第4項	予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額(翌年度以降の支出の財源に充当する額93,941千円を除く。)が資本的支出額に対し不足する額37,596千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,324千円、過年度分固定資産売却代金34,272千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		93,941千円
第6項	貸付金償還金		93,941千円
		支	出
第1款	資本的支出		37,596千円
第1項	建設改良費		36,587千円
第9項	その他投資		9千円
第12項	予備費		1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、6,600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	880千円
(2) 交際費	30千円

令和2年度山形県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山形県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象 米沢市、南陽市、高島町、川西町、山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町、最上川中部水道企業団、新庄市、金山町、真室川町、鶴岡市、酒田市、庄内町

(2) 年間総給水量 71,429,405^m³

(3) 一日平均給水量 195,697^m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		6,782,122千円
第1項 置賜広域水道営業収益		1,157,830千円
第2項 村山広域水道営業収益		2,269,412千円
第3項 最上広域水道営業収益		443,953千円
第4項 庄内広域水道営業収益		1,958,571千円
第5項 営業外収益		952,356千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		6,138,009千円
第1項 置賜広域水道営業費用		1,244,090千円
第2項 村山広域水道営業費用		2,173,252千円
第3項 最上広域水道営業費用		388,978千円
第4項 庄内広域水道営業費用		1,767,691千円
第5項 営業外費用		543,998千円
第7項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,687,337千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,867千円、建設改良積立金421,268千円、過年度分損益勘定留保資金1,171,978千円及び当年度分損益勘定留保資金41,224千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		19,119千円
第5項 負担金		19,119千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,706,456千円
第1項 建設改良費		581,628千円
第5項 企業債償還金		1,107,408千円
第6項 借入金償還金		14,280千円
第9項 その他投資		140千円

第12項 予 備 費 3,000千円
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 558,770千円
(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、168,466千円と定める。

令和2年度山形県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山形県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	1,304床
(2) 年間入院患者延数	399,077人
年間外来患者延数	566,470人
(3) 一日平均入院患者数	1,093人
一日平均外来患者数	2,306人
(4) ドック利用者延数	2,705人
(5) 主要な建設改良事業	
中央病院改修事業	196,131千円
新庄病院改修事業	3,394千円
新庄病院改築整備事業	447,001千円
河北病院改修事業	5,323千円
県立病院医療機器等整備事業	684,652千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	41,401,733千円
第1項 医 業 収 益	32,508,921千円
第2項 医 業 外 収 益	8,529,197千円
第3項 特 別 利 益	363,615千円
支 出	
第1款 病院事業費用	41,684,843千円
第1項 医 業 費 用	40,597,087千円
第2項 医 業 外 費 用	1,043,583千円
第3項 特 別 損 失	42,173千円
第4項 予 備 費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額788,646千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入	
第1款 病院事業資本的収入	4,018,370千円
第1項 企 業 債	1,227,000千円
第2項 出 資 金	107,442千円
第3項 他会計からの長期借入金	745,949千円
第4項 負 担 金	1,898,383千円
第5項 固定資産売却代金	11,986千円
第6項 その他資本的収入	27,610千円
支 出	

第1款 病院事業資本的支出	4,807,016千円
第1項 建設改良費	1,360,429千円
第2項 企業債償還金	3,446,587千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院空調設備更新工事請負契約	令和2年度から 令和5年度まで	633,000千円
新庄病院改築整備工事請負契約	令和2年度から 令和4年度まで	13,280,000千円
新庄病院改築整備工事監理委託契約	令和2年度から 令和4年度まで	107,000千円
新庄病院改築整備新病院開院支援業務委託契約	令和2年度から 令和5年度まで	49,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院改修事業	千円 195,900	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り替えることができる。
新庄病院改修事業	3,300			
新庄病院改築整備事業	382,900			
河北病院改修事業	5,300			
県立病院医療機器等整備事業	639,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、16,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 21,804,164千円
- (2) 交際費 1,070千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,836,752千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	情報通信ネットワーク機器 (中央病院)	一 式